

◆2025年度 前期 認定オキュペイショナルハイジニストの更新申請手続きについて

○更新申請対象者：2025年9月30日で認定期限が切れる方

(認定書の日付をご確認ください。)

1. 認定資格の更新

- 1) 認定資格は5年間有効とし、認定資格の更新を行わない者は、5年間をもって資格を失う。
- 2) 資格の更新を希望する場合は、日測協会長にその旨を申請する。
- 3) 日測協会長は、認定資格の更新申請を受けたときは、認定委員会の議を経て更新の是非を決定する。
- 4) 更新を受けるためには、認定証の有効期間（認定証の交付日から5年以内）に規程の基準^{※1}による評点の合計が100点以上とならなければならない。
- 5) 評点の審査は、原則として提出された書面をもって行う。
資格更新時にやむを得ざる理由により更新手続きができなかった者の取り扱い^{※2}は、認定委員会の審議に基づき日測協会長が判断する。

※1 申請書様式2参照。

※2 更新手続きができなかった場合、当初の認定期限の1年後を期限として、更新手続きを行うことが認められています。ただし、認定期限を経過して次に認定されるまでの間は、認定オキュペイショナルハイジニストの名称を使った業務はできません。なお、猶予期間を経て認定された場合の認定期間は、当初の認定期限の翌日から5年間となります。また、1年間の猶予に関わらず、更新申請ができなかった場合には、それ以降に実施される評価試験を受験し、合格した場合には新規認定申請を行うことが認められています。

2. 申請書類の送付

申請は、次の(1)および(2)ならびに(3)～(8)のうち該当する書類をすべてそろえて行って下さい。なお、評点の実績の期間は、2019年10月1日から申請日までとなります。(コロナによる1年延長を含む)

提出書類

- (1) 様式1 認定オキュペイショナルハイジニスト更新申請書
- (2) 様式2 更新申請資格証明書
- (3) 別紙Ⅰ カテゴリーⅠ（オキュペイショナルハイジーン(労働衛生)分野における活動^{※1}）証明書
(コロナによる1年延長を含めてもカテゴリーⅠの評点の上限の50点は変わりません。)
- (4) 別紙Ⅱ カテゴリーⅡ（講習会等への参加^{※2}）実績
- (5) 別紙Ⅲ カテゴリーⅢ（論文の掲載）実績

- (6) 別紙Ⅳ カテゴリーⅣ（口頭発表）実績
- (7) 別紙Ⅴ カテゴリーⅤ（講師^{※3}）実績
- (8) 別紙Ⅵ カテゴリーⅥ（委員会への参画^{※4}）実績

※1 管理職等でオキュペイショナルハイジーン（労働衛生）分野における業務を直接実行する立場でない場合においても、その分野における業務を統括する立場である場合は評点になります。（財務等の事業運営に関する業務は評点になりません。）
1日の勤務が半日程度である場合や、週の勤務が5日未満である場合は、一般的なフルタイム（1日8時間、週5日間程度）と比較し、割合で評点を算出してください。

※2 化学物質に関する講習会等への参加は評点になりますが、安全に関する講習会等への参加は評点になりません。

※3 一般企業等が行う化学物質に関する講習会等の講師の他、高等学校、高専学校等が行う化学物質に関する授業等の講師も評点になります。

※4 認定ハイジニストに関する委員会以外は、評点になりません。

締切日 **2025年8月22日（金）**

（期限までに更新手続きができない場合は、研修センター jawe-kousyu@jawe.or.jp までご連絡ください。）

書類提出先 〒108-0014

東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 6階

（公社）日本作業環境測定協会 研修センター ハイジニスト申請係 行

3. 協会から納付書の送付

申請書類を受領後、手数料納付のための振込用紙を送付いたします。

4. 手数料の振込

申請審査手数料 25,520円（税込）

協会から送付した振込用紙に記載してある指定期日までにお振込みください。

5. 更新認定審査

認定オキュペイショナルハイジニストの資格の更新認定は、日本作業環境測定協会会長が別に委嘱するオキュペイショナルハイジーンに関する専門家及び公益を代表する学識経験者等から構成される「オキュペイショナルハイジニスト認定・更新審査委員会」の議を経て決定します。

6. 認定証の交付

5の更新認定審査により更新認定された方には、**2025年10月1日付**で認定証を交付いたします。認定証はレターパックで送付いたします。

以上